

議会基本条例案に対する意見について

項目	市民説明会質疑	パブリックコメント	議会基本条例検討協議会の意見	
前文	1		・前文に議会基本条例は、議会運営における最高規範であることを明記すべき。	
	2		・前文に議会の最も重要な討論の広場としての記述がない。多人数で構成する議会こそ、自由な討議によって市政の評価及び論点を市民に対し明らかにし、十分な議論の末に多数決をもって成否を明らかにし、議決する使命がある。また、議会こそ市民の生活に直結したソーシャルワーカーの集団であって欲しい。自由な討議によって市民の声を市政に反映するソーシャルアクションの主導集団（イニシアティブ・グループ）であって欲しい。	
	3		・前文中の「市民全体の福祉の向上」と第1条の「市民福祉の向上」は、異なるものなのかな。第4条にも同様表現があるが。	
	4		・前文10行目「市政の発展のため」及び第1条3行目「市政の推進」について、「市政」を「市勢」とする。 ＜理由＞市政とは、一般に執行機関からの限られた範囲に用いる。市全般にわたる人口・産業・経済などからみた動勢は、市全般の「市勢」の発展に寄与するための議会の決意としていることに基づくものです。	
	5	・前文の下から2行目「市政」は「市勢」ではないか。第一条「目的」の最後の所「市政」ではなく「市勢」ではないか。		
第1章 総則	6		・第2条に次の1号を追加 (5) 市民・団体等から議会に出された請願・陳情の審議（市民からの請願・陳情は市民の市政に関する意見であり、議会参加に繋がる故に議会の大事な役割であり、条文に明記すべきと考えます。）	
	7	・陳情・請願を採択するのは議会の役割として明記すべきではないか。		文章的には陳情・請願という言葉が直接出ていないのでわかりにくいかもしれないが、議会の役割第4項にそれも明記している形になっている。 議論としてはもっと直接的に明記すべきという意見とできるだけ簡潔に、本質的な部分のみを記載すればよいという意見の両論があった。
	8		・第2条第1号「議決により」→具体的でない。主語がない。加除訂正は、「議案等の審議及び審査により」、市の意思決定を行うこと。と訂正したい。 ＜理由＞議案とは、市長及び議員及び委員会が提出する案件を指します。議案等とは、議案のほかに請願・陳情が含まれます。「審査」とは、委員会において付託を受けた議案・請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程を指します。	
	9		・第2条第2号「市長その他の執行機関」→執行機関を具体的に記述し透明性を。 ＜理由＞市長、公営企業管理者、消防庁、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という） ＜理由その2＞特に、市教委関係は市議会で採り上げず「カヤの外」 行くに任せよ。為すに任せよ の状況。 例～「成人式」 市議会議長は出席するもののロボット。他の市議会議員は全員欠席。無関心。無責任。利己主義。近隣の綾瀬・海老名・座間を学ぶことを期待したい。	
	10	・市に対しての陳情・請願で議決した場合、市は執行する義務があるのか。		現状では執行する義務はない。しかし、普通執行部は議会の議決を重く受け止め、十分尊重をする。
	11	・上記について、執行しない場合、罰則はないのか。		地方自治法の定めでも罰則はない。
第2章 議会及び議員の活動原則	12	・使命・存在価値、指針と行動態度をまず前段に明記すべき。今の条文ではいきなり具体的な事が書かれていてわかりにくい。		市政をよくする為、不断の努力をしていきたい。 これを条文化することにより、より自覚し、より意識していきたい。

項目	市民説明会質疑	パブリックコメント	議会基本条例検討協議会の意見	
	13	・議員相互の自由討議を推進し、討議及び討議の結果について市民への説明義務を明記すべき。		
	14	・議員相互の言論を尊重するとは、同僚議員の批判はしないという意図でしょうか。議員相互の自由な討議こそ尊重すべきであって、「議員相互の自由な討議を尊重し、推進する」と明記すべき。議員相互の言論を尊重するとの記載は不要ではないか。		
	15	・議員の政治倫理 5条で、「議員は、選挙で選ばれた者として、・・・」と なっていますが、「選ばれた」という文言だけですと、上から目線、議員の優越的地位のニュアンスを感じます。議員に高い矜持が求められるのは、ひとり一人の議員がそれぞれ市民全体の代表であるからこそと考えます。そこで提案ですが、「議員は、選挙で選ばれた市民全体を代表する者として、・・・」と、文言を追加したらいかがですか。 自治体を対外的に代表するのは首長のみですが、市民との関係では、各議員は市民全体の代表と明記しても支障ないと思います。		
	16	・高い倫理的義務とは、例えばどんな事なのか。		
	17	・政治的倫理に違反した場合、是正勧告などすべきでは。	皆さんの声を聞いて反映していきたいと思う。	
	18	・第6条の会派について、会派の行動が記されているが、個人活動議員の行動について記載がないのは何故。等で個人を表す？円滑運営に努めるのは、個人議員も同様では？		
	19	・第6条第3項 他の会派等との合意形成に努める。→必要に応じて会派間の調整 <理由>合意形成に努めるものであるなら、はじめから会派はいらない。合意まで述べないケースバイケースのものであるから。調整でいい。		
第3章 市民と議会との関係	20	・会派は一人でも結成できるのか。 会派に所属する・しないでどの様な違いが出てくるのか。	今の大和市議会では一人会派は認められていない。一人会派では特別委員会に委員として出席できない。	
	21	・会派内部でも意見が異なるのか。	会派内で議論をして意見をまとめるようにしているが、どうしても譲れないという事がある場合は意見が分かれることもある。なお、大和市議会では議会だより等で個人の（議案等に対する）賛否を公開している。これは画期的なことである。	
	22		・議会で住民が意見陳述を行う機会を認めるべき。議題によっては議会が住民の意見を代表しえないこともありえ、「住民自治」の実行性を高めるためにも必要だと思われる。	
	23		・住民の直接請求権への対応 地方自治法で住民の条例制定・改廃の直接請求権が認められています。7条で請願や陳情の意見陳述を定めているのであれば、同様に条例の直接請求があった場合の請求者の意見陳述等についても具体的に規定しておいてはどうでしょうか。	
	24	・7条3項について、「できる」規定ではなく、「しなければいけない」とすべきではないのか。		現在の和和市議会においては陳情者・請願者が意見陳述をしたいという時は可能である。 今後はその方向へ検討していくべきであるが、少なくとも今までよりは前に進んでいる。なので、まずはできる規程にして実績を積んでいく。 その後、改正を検討していく。
	25		・議会及び議員は市長が行う「市長が語る大和市」と同様に全議員が出席し、少なくとも年一回は議会報告会を行い、市民の意見を議会運営に反映すべき。また、行うことを明記すべき。	
	26		・議会として、市民との意見交換会は絶対やってください。	

項目	市民説明会質疑	パブリックコメント	議会基本条例検討協議会の意見
27		・第7条の「議会報告、意見交換会」は、必ず実施すべきです。議会として今までやったことがないし、条例として謳えば画期的なことです。年間の実施回数は特に問いません。期待しています。	
28		・第7条第4項 地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる。 ＜記述の意味が不明＞地域に出向いて意見交換は「出前公聴会」パブリックコメントである。 ＜同上＞行うことができる。「してもしなくてもいい」表現があいまい。市民の議会活動への参加する機会に努める。とか、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるとかの文言に修正してほしい。	
29		・議会報告会 7条4項で議会報告や意見交換を「できる」規定で明文化していることに強い違和感を持ちます。条例の規定がなくとも、議会報告会を開催している地方議会は数多くあります。条例に規定しなくても、議会の意思で容易に実現できる施策です。条例にあえて明文化するならば、「議会報告を行うor行わなければならない」程度は最低限明記すべきと考えます。原案の「できる」規定では、市議会は、市民への説明責任や開かれた議会の実現に、実は及び腰なのではないかとの印象を受けます。議会の市民への姿勢と意思が問われると思います。	
30	・7条4項について、意見交換会について、できる規定でなく、するとするべきだ。		「義務とすべき」と「できる規定」とで意見が割れたところ。まず「できる」としてやってみることが重要。他議会で義務としたところで色々問題があるところもある。
31	・市民の意見・提案を聞く機会は。		個々の議員がそれぞれ市政報告会・意見交換会を実施しているが、議会として自分と違う意見の方々との意見交換は検討していきたい。
32	・議会報告会などで出てきた市民の意見をどう政策につなげていくのか。		議会内で精査していく仕組みを作っていきたいと考えている。
33	・市民参加のできる規定について		陳情者・請願者が発言をできる一定のルールをつくった。これは画期的な事。できる規定というのはその経過なのをご理解いただきたい。
34		・第7条を次のとおり修正 第7条 議長は大和市民参加条例に則し、必要に応じて市民参加機会を設けるものとする。 (第2項は修正なし) 3 議会は請願者や陳情者からの要請があったときは委員会にて協議して努めて直接意見陳情を聞く機会を設けなければならない。ただし会議の進行状況も考慮して意見陳述の時間等は議長が決定許可する。 4 議会は地域・団体に対し、より大和市議会が市民に親しみある議会になるため議会報告会や意見交換会を開催することに努める。	
35		・本会議や委員会だけでなく、代表者会や全員協議会も公開する必要がある。議事録も「要旨」ではなく、具体的な質疑の内容を記載すべきである。	
36		・会議の公開 8条で、「本会議及び委員会は原則公開」と規定されていますが、非公開の秘密会自体が極めて例外だと思えます。恣意的運用を防止するためにも、本文の「原則」の文言を削除して、但書で、「但し、個人情報、個人のプライバシーの保護等に特段の配慮が必要な場合は、この限りにあらず。」などと規定したほうがよいと思えます。	

項目	市民説明会質疑	パブリックコメント	議会基本条例検討協議会の意見	
	37 ・ 8条で代表者を公開するべきではないか。		代表者は正式な会議ではない。元は単なる連絡事項を伝えたりする会だった。しかし最近では色々決める様になってきているので、公開すべきとの意見もあった。今後検討していく。	
第4章 議会と市長等との関係	38 ・ (市長の説明責任) 市長の答弁は抽象的である。この条例により、市長答弁は変わってくるのか。		市長が関心を持っている質問に対しては答弁が長くなるが、関心を持っていない問題に対してはそっけない答弁となる。 (議員・会派の) 市長に対しての距離によっても答弁が違う(様に感じる)。しかしこの条例制定によって少しは改善されると思う。	
	39 ・ 市長の答弁はこれができるでも変わらないのではないか。			
	40	・ 平成25年8月29日の議会基本条例検討協議会において議会事務局長より、市の意向が呑めないということであれば、今後の協議は難しくなるとの趣旨の発言があった。結果、議会基本条例検討協議会で市長の反問権について削除の決定がなされないまま、反問権が削除された条例案が市民に提示されている。議会は市の意向に屈しており、議会の独立性と市民への情報公開を議会自らが反故することを意味している。		
	41	・ 議員の質問に対して市長及び市職員の反問権は議会基本条例に必須であり、市長への反問権の付与を明記すべき。反問権を不要とするのであれば、何故、不要なのか議会として市民に説明すべき。		
	42	・ 他市の基本条例を拝見すると、理事者側の「反問権」が規定されているが、大和市議会(案)には規定されていません。良い条例とするためにも無条件で認めたらどうでしょうか。議会の度量が問われます。また、市民にとっても丁々発止があつてこそ議会です。		
	43	・ 反問権 今回の条例案には、執行機関側からの反問権が規定されていません。協議会の合意形成の過程で削除となってしまった経緯は承知していますが、極めて残念です。執行機関との適切な緊張関係を構築し、自立した議会として二元代表制のプレゼンス、行政監視機能を発揮するためにも、一問一答方式の導入と併せ、是非とも盛り込んでいただきたいと思ひます。議会基本条例の肝ですし、議会改革の最大のポイントであると思ひます。反問権については、多少不十分な形式であっても、仕組みとして先ずは導入することが重要です。		
	44	・ 反問権について		一問一答形式において反問権を設置してはどうかという話の流れできた。「わかりやすい」「適度な緊張感」「(質問の趣旨)確認ができる」等の意見を持っている会派・議員があった。しかし、市長は1千名以上の職員を抱えているが、議会は事務局の10名程で、情報量等で不均衡だ。今までずっと反問権がなくてもやってきた。今後もなくとも十分活性化もできるし、わかりやすくもできるのではないか。最終的には全会一致で決めるので、今回はそうならなかった。
	45	・ 現状の一般質問の仕組みは仕方がない部分もあるのは理解するが、やはり議会はもっと討論をすべきではないか。そういう意味では反問権がなくなったのは残念である。		
	46		平成25年8月29日の議会基本条例検討協議会において議会事務局長より、市の意向が呑めないということであれば、今後の協議は難しくなるとの趣旨の発言があった。この発言は、市長の意向として考えて良いのか。	

項目	市民説明会質疑	パブリックコメント	議会基本条例検討協議会の意見
	47	・大和クラブ及び窪委員の議会基本条例検討協議会での市長の反問権に係る論理は大いに疑問がある。市民に対する説明責任を果たしていない。市民に対する説明責任を果たすべき。	
	48	議会での質疑は一問一答式にし、対面形式で行う方が望ましい。住民も、論点を共有することが容易になる。	
	49	・議員と市長がやり取りをする「一問一答」とすべきではないのか。	常任委員会でのやり取りは一問一答。本会議場の一般質問は数値的なやり取り等に終始したりしないかといった懸念もある。一問一答のよいところ、気をつけなければならない点がある。自席にマイクがないので、一問一答を行うとすると時間がかかりすぎるという構造上の問題もある。それを踏まえて検討していく。一般質問は、行政側と喧々諤々議論をする場という考えと、市民の代表として議員が行政に執行を問いたす場だとの考えがある。一問一答では議論を積み重ねて深めていくとの考えで、その場合は反問権を導入するが、演説型の一般質問では反問権を導入しないと一時合意をみたが、その後の議論で全会一致とならなかったのも、「一問一答」自体も流れてしまった。この部分は長く時間をかけてきた事である。今後も市民の皆様方にとって望ましい議会はどういったものなのか、不断に検証していきたい。
	50	・第9条を次のとおり追加修正 第9条 議会において議員と市長は共に市民福祉の向上と市政の推進のために、常に緊張ある関係を保ち、相互に誠意と情熱を持って人格を尊重して討論を行うものとする。議会はより良い市政推進のため議員と市長の本議会での討論を促進し具体的な討論を次に定める。 (1) 一般質問 議員はあらかじめ質問事項を行政に提出し、その質問事項に関して市長は回答をする。 (2) 特定項目自由討論 討論項目を特定しその項目に対して議員と市長は自由に相互に前進的な討論をおこなう。 2 本議会・委員会において市長及び答弁者は議長の許可を得て質問事項の確認や議会機能向上となる反問を質問者にすることができる。 (反問権の付与は他の市町村の議会条例でも多く明記されており、議会改革の1丁目1番地です。)	
	51	・現在の一般質問とは別に、テーマを絞って市長と議員とが議論する場があってもよいのではないのか。	
	52	・議会を構成するのは、議長及び副議長、議員のみではない。また、議会基本条例は、市の条例であることから、市長が政策等の議案を上程する際は、将来に亘るコスト及び政策案の比較検討等の過程を市長及び市職員が議会及び市民に示し、十分な議論がなされるように努める義務規定を明記すべき。	
	53	・基本計画などの重要政策については、立案段階から市に情報提供を求め、議会で積極的に議論をしてもらいたい。市政そのものの「見える化」を進めらるるよう努力されたい。	
	54	・現在は決算を中心に行っているが、行政評価という形で市政へのありかたを市民に提示してほしい。	
	55	・行政評価について、「できる」とされていること。実行の早期対応を	

項目		市 民 説 明 会 質 疑	パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト	議 会 基 本 条 例 検 討 協 議 会 の 意 見
	56		<ul style="list-style-type: none"> <li>第11条 議会は、議会として行政評価を行うことができる。 (表現が曖昧。具体的でないから) 修正案として、第11条 議会は、市長等の計画・実行・評価・見直し(改善)のサイクル(行政評価)に関与して、議会としての機能強化するものとする。</li> <li>2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。</li> </ul>	
	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後具体的にどうするのか見えない。(行政評価の方法)</li> </ul>		行政評価は個々の議員として行っている。議会としての行政評価は今後の課題。
	58	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価はモデル的にもすぐ例示をする機会を持つべきである。</li> </ul>		もっともなご意見である。
第5章 議長及び副議長	59		<ul style="list-style-type: none"> <li>第13条に次の1項を追加 3 議長・副議長は常に市民に親しまれ開かれた議会を目指すために、本条例を遵守し議会改革に努めなければならない。</li> </ul>	
	60		<ul style="list-style-type: none"> <li>第13条に第2項を追加として、「正副議長と監査委員の任期は2年とする。」</li> </ul>	
第6章 議会機能の強化	61		<ul style="list-style-type: none"> <li>議員は政務活動費の用途について1年に1回は市民に報告する義務を明記すべき。</li> </ul>	
	62		<ul style="list-style-type: none"> <li>第15条に第3項として新規追加として、 3 市民が政務調査費・その領収書等の公開を請求したときは、閲覧させなければならない。</li> </ul>	
	63	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士等の活用を想定しているのか。</li> </ul>		条例制定の際、法との整合性を取る必要あることから、必要に応じて検討していく。
第7章 議員定数及び議員報酬	64	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後具体的にどうするのか見えない。(議員報酬・定数)</li> </ul>		議員報酬・定数は具体的に実践している。
	65	<ul style="list-style-type: none"> <li>何もしない議員でも毎月議員報酬をもらっているではないか。</li> <li>何もしない議員でも毎月議員報酬をもらっているではないか。</li> </ul>		それぞれが議員としての役割を果たしつつ作ってきた。他の事を疎かにしてきたわけではない。その様な議員は次の選挙においてそれなりの審判を下していただければと思う。
第8章 議会改革	66		<ul style="list-style-type: none"> <li>第8章 議会改革 と 第9章 条例の見直しを次のとおり修正 第8章 議会改革と大和市議会条例の見直し (議会改革のための組織) 第21条 議会は、議会改革の不断の評価と改革を行うため、必要に応じて議会改革のための組織を設置することができる。 (条例の見直し) 第22条 本大和市議会条例は議会運営に関する議会の最高規範とし、議会は常に議会機能の充実を目指し本条例を検証し必要に応じて条文の変更・条例の追加補足をする。 2 議長は年度当初の本会議において本条例を提示し、議員に対し条例の変更・補足に対し意見を求めなければならない。</li> </ul>	
第9章 条例の見直し	67		<ul style="list-style-type: none"> <li>(条例の見直し) (どこが・いつ・どのように 具体的でない) 「議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは条例の見直しを行うものとする。」</li> </ul>	

項目		市民説明会質疑	パブリックコメント	議会基本条例検討協議会の意見
	68	・22条に関して時期が明確でない。		議会は二元代表性の一翼として、行政機関を監視してチェックする。住民の皆さんの意見要望を具体的に提案する。これが基本。それを踏まえ、第一条に謳っている目的が達成されているのかを常に検証しながら、議員・会派から提案があれば必要性を協議して、改定していく。あえていつ改正するという時期を明記していない。
	69	・条例の見直しはもう少し明確に規定するべきではないか。		条例見直しは、議員の改選毎に見直しをするという規定を入れている議会もあるが、それを踏まえてもこの形になった。 ご意見は重く受け止める。
	70	・見直しは（期日など）もっと明確に決めるべきではないか。		
	71	・この組織はどのように設立したのか。		議会の改革は突然提案されたものではない。 改選前から議会改革協議会があり、改選後も平成24年2月から議論を重ねてきた。 そういった蓄積があって一步一步改善してきている。
その他	72		・この度の大和市議会条例制定は多くの大和市民が注目期待しているところであり、先日開催された市民説明会の参加者数や活発な意見がそれを裏づけています。議会改革姿勢がはっきりと市民にわかりやすい条例であることが大事です。また本条例は23万大和市民だけでなく、インターネットにより全国の市民や市政関係者から評価される条例となりますので、大和市議会として誇れる条例であることを期待しています。この条例が制定されることにより、議会運営や市政の向上が促進され市民から一層の信頼を得る議会となられることを祈っております。おわりに、今日までの委員の皆様のご労苦に衷心より感謝申し上げます。	
	73		・全体を通じて 議会基本条例は、既に全国の数多くの自治体で制定されており、スタンダードな内容が形成されつつあります。そうした観点で本条例案を俯瞰すると、他条例に比し、一周遅れ、二周遅れといった感を強く持ちます。残念ながら新たな取り組みの条項もなく、他市条例の一部をカットして無難にまとめたという印象です。条例検討協議会で熱心かつ真摯な討議を重ねられたにもかかわらず、完成品としての条例案に、議会改革への積極的な熱意、姿勢が感じられないのは、とても残念に思います。 これまで大和市は、市民、議会、行政が熱意をもって積極的に改革を進め、地方自治の先進的な取り組みに、全国からも注目されてきました。市民にもそうした自負があります。そうした観点から鑑みると、本市が制定する条例としては、いささか中途半端なものではないかと感じます。 条例検討協議会での議論のプロセスで、全会派の合意を前提としたため、合意形成が最大公約数化して、内容が矮小化してしまったのであれば残念です。会派による議論が、結果として議会改革の支障をもたらしたのではないかと危惧します。本条例では会派を積極的に位置付けていますが、現実との自己矛盾を抱えているように思います。再度抜本的な見直しも必要ではないでしょうか。 これまでの条例検討協議会の努力と熱意には、深く敬意を表しますが、大和市の名に恥じない議会基本条例の制定を切望します。	
	74		・条例に議会基本条例の最高規範性を明記し、条例の趣旨に反する議会の条例及び規則等を制定してはならない禁止規定を設け、明記すべき。	

項目	市 民 説 明 会 質 疑	パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト	議 会 基 本 条 例 検 討 協 議 会 の 意 見
75		<p>・二元代表制である議会が議会基本条例（案）を検討する議会基本条例検討協議会において、市側の意向に対して条文を考えたとの議事録を確認したが、市側の意向に対して条文を考える姿勢は不適切ではないか。また、市が議会基本条例（案）を検討する議会基本条例検討協議会に対して、条例案の各条文の仔細に亘って再検討を強く求める行為及び再検討を強く要望する行為は議会の独立性を脅かす行為ではないか。また、市の強い求め及び強い要望に応じて条例案を変更する議会基本条例検討協議会の行為は議会自らが二元代表制を否定することに繋がるのではないか。</p>	
76		<p>・条例案及び条例案の改正は、議会で出席議員の過半数以上の賛成で議決されるにも関わらず、議会基本条例検討協議会では議事の決定は全会一致を原則とすると規定している。議会基本条例検討協議会では、一部の会派の反対で全会一致に至らず合意を得ていないが、議会で賛否を決すれば計算上は、成立した条例案は直ちに改正されるはずである。大和市議会の全会一致の慣例こそ、議会改革を阻む悪習である。議会改革を標榜するのであれば、全会一致の悪習を改めるべきである。また、条例を改正する際にあっては、全会一致を原則とする議会基本条例検討協議会のような構造的欠陥を内包する協議会を設けず、全議員の自由な討議を充分に行った後に過半数以上の賛成で議決することが討論の広場である議会に相応しい。</p>	
77		<p>・市のホームページでは、「大和市議会基本条例（案）の意見公募（パブリックコメント）を行います。」と意見公募の告知を平成25年9月20日（金）から行い、「議会基本条例検討協議会を設置しました。このページの下欄にて会議録、委員名簿等の情報を掲載しています。」としながら、第29回の協議会議事録はホームページに9月23日（火）の時点で記載されていなかった。第29回の協議会議事録記載がなされたのは、市長の反問権について協議会での合意が得られていないと意見公募によって指摘した平成25年9月24日である。9月23日以前に意見公募した市民は意見公募するにあたって平等な情報提供を得られていない。市長の反問権に係る議事である第29回の協議会議事録の掲載は大和市議会基本条例（案）の意見公募（パブリックコメント）において重要な議事であり、本来は意見公募開始時に掲載すべきである。条例案は市の条例でありながら、議会事務局の「※この意見公募は議員提出による条例案に対するものです。大和市民参加推進条例に基づく意見公募とは異なります。」との説明は詭弁である。議員提出議案と称し、今後のスケジュールでは、「パブリックコメント、条例案市民説明会を経て、市民からの意見を受けた再検討の後、平成25年12月定例会での上程、成立を目指します。」としているが、執行機関である市長は議会基本条例検討協議会において条例案の検討段階において実質的に合意形成を図っており、この条例案の成立を目指す手続きは、大和市の最高規範である大和市自治基本条例で定める「市」とは住民、市議会及び執行機関と定義する大和市自治基本条例ばかりでなく、大和市民参加推進条例にも抵触する。執行機関である市長が議会基本条例検討協議会において条例案の検討段階において実質的に合意形成を図っており、執行機関も法制的な用字用語の指摘までしていることから市が条例制定にむけて取り組んでいることは明らかである。市及び市議会は自らの条例を精査し、大和市自治基本条例及び大和市民参加推進条例を遵守すべき。以上、意見公募に対し、意見する。</p>	

項目	市 民 説 明 会 質 疑	パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト	議 会 基 本 条 例 検 討 協 議 会 の 意 見
78		・委員会や本会議等の採決は、多数決なのに、なぜ本条例(案)採決は全会一致なのか。議員にとって都合の悪い事を取り除きたいがためにそうしたと思えない。	
79		・全てが全会一致では、肝心なことが骨抜きになるはずで。ケースバイケースで、三分の二・四分の三・過半数・全会一致の賛成等、項目によって取り決めしないと良いものはできない。	
80	・9月20日のタウンニュース・21日の日刊紙に全会一致制を踏襲したとある。何故か。多数決との整合性は。		大和市議会は委員会・本会議での採択は多数決制。この様な協議会、代表者会議、議会運営委員会では全会一致制をとっている。議会改革としてはひとつの課題であるかもしれない。
81	・全会一致は問題があるのではないか。せめて見直しにおいては多数決とすべきではないか。		
82		・本条例(案)がいずれ改正される時(普通3～5年後か)は、多数決か、三分の二等で実施すべきです。	
83		・市民に開かれた議会にしたいというのであれば、「～できる」ではなく、「します」規定に修正してください。	
84	・最高のものを作ろうという努力はよいが、だからこそ、「できる」規定ではなく、義務規定とすべきでは。ベターなものを作ろうとするのではなく、ベストなものを作るべきではないか。		
85		・インターネットでの議会中継へのアクセス数を増やすためにも、通信環境の更なる改善が求められる。議員・事務局職員ともに最新のICTの習得に努められたい。	
86		・条文もさることながら、具体的に議会がより良くなるよう絶えざる研鑽に努められることを議員・関係者に期待したい。	
87		・議会・議員の「やるぞ」宣言と理解します。ぜひ、条例に照らし合わせ行動がとられることを希求します。この先はこの項に沿った評価がなされると、理解が進むかと。	
88		・市への請願の取り扱い。多摩市では、採択された市への請願は、実現へ義務付けられたものとみる表現。それに比し、本市の場合採択されても何の動きもないし、半年後に反故にするような条例改正があっても可決される。請願書採択への重みを考慮された項はないだろうか。	
89	・陳情請願などで(市に対しての意見が)決まったらある程度の拘束力をもってやってほしい。		
90		100条委員会設置についての条例化 行政監視機能のプレゼンスとして、地方自治法の100条委員会設置について、条例で明記したらいかがでしょうか。100条委員会は、具体的事案がないと設置できませんが、大和市議会として、「議会は、市政に関して特別な調査が必要と判断した場合には、地方自治法100条に基づき特別委員会を設置して調査を行う」といった条文を追加したらいかがですか。地方自治法で定められた仕組みの重複規定とはなりますが、行政監視機能への議会の強い意志を示すことができると思います。	
91	・ここまでかけた費用全額はいくらか。		今日皆様方に配った資料の紙代ぐらい。
92	・有能な市長や職員がいるのになぜ議会改革の条例を作ったのか。その目的は何か。		二元代表制においてチェック&バランスで議会が果たす役割、権能、機能を明らかにする必要があるとの認識で。
93	・パブリックコメントの用紙に委員の名簿がない。		申し訳ありませんでした。
94	・本日の会合は説明会か。一方通行で終わるのか。今後の本日の案の取り扱いについて説明を。		本日の説明会・パブリックコメントを受けて、改めて協議し、その上で最終案とする予定。
95	・前回の市議選で条例制定を訴えたのは2名だけだった。それなのになぜ今条例の制定か。		私(会長)も選挙公報に載せていないが、街頭で訴えた。その様な議員が多かった。市議選以前に条例を作ろうと議会改革検討協議会でも進んでいた。それに従った。木村議長(当時)の元で議会として取り組んできた。
96	・PRが必要。市議会だより等をもっと活用すべき	9	仰るとおり。次回の市議会だよりには本日の記事を掲載予定。

項目	市民説明会質疑	パブリックコメント	議会基本条例検討協議会の意見
	97		個々の議員は会派を説得して協議会で意見を述べた。その意味で、個々の議員の意見も十分尊重してきた。
	98		自治基本条例は最高規範性がある。議会に関する記述はかなり簡単なものだった。その条文の規定を着実に守ってこの条例案も策定している。
	99		確かに会議規則もある。解釈も様々あるので今すぐいえるものではない。議会の中にあるものとして条例としては唯一のもの。その意味では他の条例との整合性は取れている。
	100		行うべき事を明確化したと理解していただきたい。
	101		重く受け止めていきたい。
	102		(インターネット中継の)導入は決まっているので、具体的な方法を検討していくことになる。
	103		おっしゃるとおりだが、この条例は議会に関する基本的な事項を定めるというのが大きな目的で、いわば理念的な条例の性格が強く、行政が行う具体的な事業ではないのでPDCAサイクルを即お見せすることはできないが、できるだけ市民の方々へ見える形でお知らせしていきたい。
	104		栗山町は栗山町の課題が、大和市は大和市の課題がある。全議員が必要な要素を一つ一つ積み上げていくところから行った。他議会で最高の条文が書かれていても、なかなか運用されていないというところもある。我々は条文がすばらしいものを作るのが目的ではなく、あくまで議会改革の通過点として作ってきた。
	105		議会を覗いていただきたい。少しずつ変わってきている。議員の中から声があがってきている。今回は素案で、今日いただいたご意見や課題を協議してより良い物にしていきたい。今後も忌憚のないご意見をいただきたい。
	106		
	107		